

岡中区福第1101号
令和3年8月30日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和3年4月実施の定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、
地方自治法第199条14項の規定により通知します。

別 紙

定期監査（令和3年4月実施）の指摘事項の改善措置状況

保健福祉局 障害・生活福祉部 中区福祉事務所

【項目及び監査意見等】

収入事務、支出事務について監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められましたので、内容を十分把握し、必要な措置を講じてください。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの、おおむね適正に処理されていました。

○ 収入事務について

令和3年2月28日現在、返還金、徴収金及び返納金の滞納繰越分の収入未済額が、合計で3億6,554万円余（収納率3.8%）認められました。

債権管理条例、生活保護法による返還金及び徴収金事務処理要綱、生活保護の返還金等に係る事務処理基準に基づき、債権管理を徹底し、今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

【改善措置状況】

1 生活保護廃止の債務者への対応について

収入未済者の多くは廃止ケースです。低所得のため、返済能力が乏しく返納金回収に苦慮していますが、適宜催告し納付を促しています。

また、居所不明者については可能な限り住所の確認、資力調査等を随時実施しています。

2 生活保護受給中の債務者への対応について

返納金は原則一括納付としていますが、資力がなく一括納付困難な者には分割納付を認めており、繰越の一因となっています。

中区福祉事務所管内で生活保護受給中の滞納者には、担当ケースワーカーが納付指導しており、一括納付が困難な場合には、分割納付の手続きを促しています。

また、中区福祉事務所以外の5福祉事務所管内で生活保護受給中の滞納者には、中区福祉事務所から5福祉事務所に依頼して、各福祉事務所の担当ケースワーカーが納付指導しており、一括納付が困難な場合には、分割納付の手続きを促しています。

3 生活保護受給中の債務者のうち、返済が滞る債務者への対応について

返納金の一括納付困難な者には分割納付を認めていますが、資力がなく分割納付が滞る債務者も多くいます。生活保護法第77条の2及び第78条徴収金は、生活保護費からの控除（天引）が認められ

ているため、生活保護受給中の債務者のうち、返済が滞る債務者には本制度を活用した納付を促しています。

今後とも、福祉振興係と生活保護担当係が連携し、以下の対応を徹底することにより、不納欠損に陥ることのないように努めてまいります。

- (1) 訪問調査活動による細やかな生活指導や生活保護制度の周知を図り、返納金の発生を未然に防止、抑制すること
- (2) 滞納者に対して督促状・催告書を一齐送付して、ケースワーカーによる納付指導等を計画的に実施すること
- (3) 返納金管理台帳による債権管理の徹底
 - ① 債務者の情報共有、一括納付指導の徹底
 - ② 納期限までに一括納付できなかった債務者への分納手続案内
 - ③ 返納手続の進まない債権の確認、進捗状況の聞き取り

(参 考)

それぞれの返納金（滞納繰越分）の令和3年2月28日現在の収入状況は以下のとおりである。

(1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	91,003,281 円	5,251,279 円	0 円	85,752,002 円	5.8%

(2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	287,632,397 円	9,099,875 円	0 円	278,532,522 円	3.2%

(3) 返還金及び徴収金以外の返納金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	1,371,920 円	107,454 円	0 円	1,264,466 円	7.8%

(4) 返納金（滞納繰越分）合計

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	380,007,598 円	14,458,608 円	0 円	365,548,990 円	3.8%

それぞれの返納金（滞納繰越分）の令和3年3月31日現在の収入状況は以下のとおりである。

(1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	91,003,281 円	5,755,316 円	5,049,796 円	80,198,169 円	6.3%

(2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	287,632,397 円	10,472,461 円	29,471,230 円	247,688,706 円	3.6%

(3) 返還金及び徴収金以外の返納金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	1,371,920 円	112,454 円	112,667 円	1,146,799 円	8.2%

(4) 返納金（滞納繰越分）合計

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	380,007,598 円	16,340,231 円	34,633,693 円	329,033,674 円	4.3%

岡東区福第1591号
令和3年 8月31日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和3年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和3年4月実施分）

東区福祉事務所

指摘事項

○ 収入事務について

令和3年2月28日現在、返還金、徴収金及び返納金の滞納繰越分の収入未済額が、合計で1億131万円余（収納率5.0%）認められました。

債権管理条例、生活保護法による返還金及び徴収金事務処理要綱、生活保護の返還金等に係る事務処理基準に基づき、債権管理を徹底し、今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

1 生活保護廃止ケースへの対応について

廃止ケースについては、低所得者が多く返済能力が乏しいため未収金解消に苦慮していますが、定期的な督促又は催告により納付を促しています。また、居所不明者については、戸籍附票の取得等により随時調査を行っています。

2 生活保護受給中ケースへの対応について

市内他5福祉事務所分を含む収入未済者については、納付状況や指導すべき事項等の情報を債権管理担当者から現担当ケースワーカーへ毎月提供しており、適切かつ効果的な納付指導に努めています。

また廃止ケースが市内他福祉事務所で保護受給に至った場合も、福祉事務所間の情報連携により納付指導の強化を図ってまいります。

3 保護費からの徴収金控除について

77条の2及び78条徴収金の保護費からの控除（天引き）が可能となったことにより、同意が得られた受給者について適用しております。また、現在保護費からの控除を行っていない受給者に対しても、丁寧な制度説明を行い、適用の推進を図ってまいります。

福祉振興係と生活福祉係及び他福祉事務所との連携強化を進めることにより、すべての納付義務者に適切な納付指導が及び、未収金解消に一定の効果が得られていますが、債務額が大きい納付義務者の未収金解消には時間がかかるため、このことが収納率を下げの一因ともなっております。

これらの現状を踏まえて、今後とも債権管理を徹底し、未収金解消及び不納欠損の抑制により一層努めてまいります。

また、現年度分については、早期解消に特に努めてまいります。

(参 考)

それぞれの返納金（滞納繰越分）の令和3年2月28日現在の収入状況は以下のとおりである。

(1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	58,557,975 円	3,268,369 円	0 円	55,289,606 円	5.6%

(2) 生活保護法第77条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	856,909 円	27,000 円	0 円	829,909 円	3.2%

(3) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	44,275,650 円	1,923,437 円	0 円	42,352,213 円	4.3%

(4) 返還金及び徴収金以外の返納金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	3,004,500 円	164,051 円	0 円	2,840,449 円	5.5%

(5) 返納金（滞納繰越分）合計

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	106,695,034 円	5,382,857 円	0 円	101,312,177 円	5.0%

それぞれの返納金（滞納繰越分）の令和3年3月31日現在の収入状況は以下のとおりである。

(1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	58,557,975 円	3,475,369 円	145,693 円	54,936,913 円	5.9%

(2) 生活保護法第77条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	856,909 円	27,000 円	0 円	829,909 円	3.2%

(3) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	44,275,650 円	2,207,312 円	1,011,442 円	41,056,896 円	5.0%

(4) 返還金及び徴収金以外の返納金

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	3,004,500 円	176,051 円	0 円	2,828,449 円	5.9%

(5) 返納金（滞納繰越分）合計

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	106,695,034 円	5,885,732 円	1,157,135 円	99,652,167 円	5.5%

岡こ相第 102号
令和3年8月23日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和3年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和3年4月分）

こども総合相談所

○指摘事項

令和3年2月28日現在、滞納繰越分の収入未済額が、児童養護施設等措置費負担金（私立分）において2,535万円余（収納率0.5%）、同負担金（市立分）において306万円余（収納率1.0%）、障害児施設措置費負担金において506万円余（収納率1.4%）認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

○改善措置状況

文書による督促を行うとともに、担当児童福祉司による滞納者との面接等の機会をとらえ負担金納付の指導等を行い、納付が困難な滞納者へは分割納付の相談に応じるなどの対応を行っています。今年度は債権管理システムの導入を行う予定であり、債権管理に係る体制の整備を図るとともに、納付につながるようなきめ細かい納付指導等を行ってまいります。現年度分につきましても、納期が遅れている者には速やかな対応を行うとともに、新たに児童を措置した場合には、負担金納付の必要性の丁寧な説明や口座振替による納付を積極的に勧めるなど滞納繰越が生じないように努めてまいります。

参考 <令和3年2月28日現在>

節	細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
児童福祉費負担金	児童養護施設等措置費負担金 （私立分）（滞納繰越分）	円 25,489,909	円 130,200	円 0	円 25,359,709	% 0.5
	児童養護施設等措置費負担金 （市立分）（滞納繰越分）	3,093,310	30,000	0	3,063,310	1.0
	障害児施設措置費負担金 （滞納繰越分）	5,131,660	69,400	0	5,062,260	1.4
滞納繰越分計		33,714,879	229,600	0	33,485,279	0.7

<令和3年3月31日現在>

節	細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
児童福祉費負担金	児童養護施設等措置費負担金 （私立分）（滞納繰越分）	円 25,489,909	円 286,059	円 4,793,540	円 20,410,310	% 1.1
	児童養護施設等措置費負担金 （市立分）（滞納繰越分）	3,093,310	25,000	607,200	2,461,110	0.8
	障害児施設措置費負担金 （滞納繰越分）	5,131,660	74,400	570,500	4,486,760	1.4
滞納繰越分計		33,714,879	385,459	5,971,240	27,358,180	1.1

※市立分収入済額の減少は、私立分を誤って市立分に収入処理したものがあったため、私立分に更正処理したためです。